

日本通鑑 卷之六

リ 5  
9306  
6



8030  
a 卷

頼朝府  
天下  
の事  
前  
後  
の  
宣旨  
と  
得  
たり  
と  
聞  
き  
其  
を  
發  
見  
す  
る  
に  
由  
り  
上  
す  
る  
事  
也  
徳  
川  
氏  
の  
末  
路  
に  
出  
づ  
故  
に  
此  
幕  
府  
と  
中  
心  
本  
紀  
の  
体  
裁  
大  
小  
1170 41



昭和三年三月  
東京  
哲學書院發行

# 日本通鑒

杉浦重剛  
棚橋一郎

辰巳小次郎  
松本愛重

合著

棚橋氏 藏版  
哲學書院發行

門リ8  
號9306  
卷 6

日



鑒

辰巳小次郎  
松本愛重

合著

41 9511

昭和41年12月20日  
原安三郎 贈



日本通鑑卷六  
其于泰衡上意斷十國其  
の泰本紀第六  
鎌倉氏  
頼朝府政鎌倉に開きしを徳川氏の末路ま  
で天下強政令概ね武人の手に出づ故に此間  
の事或叙せんとをまば將軍強幕府を中心と  
せざる處あらば是此篇以後本紀の体裁大よ  
前數篇と異ちる所以なり  
後鳥羽天皇乃文治元年頼朝義經が己戎追討を  
るの宣旨を得たりと聞き兵を發志く西上す義

日本通鑑 卷六

經行家并に逃走し義經將よ西海に赴ありんとて  
船覆る乃ち潜行して陸奥の藤原秀衡に投む是  
に於て頼朝兵を罷免し還る北條時政を以て京  
師を護衛せし是依りて奏し請ひて曰く義經行  
家逃亡を願くは諸國に守護を置き莊園を地頭  
より兵權全く鎌倉に歸し頼朝自ら諸國の總地  
頭職總追捕使をある

義經の秀衡に投むるや秀衡厚く之を遇て居る  
と三年秀衡歿し其子泰衡に遺囑し國政を擧げ

て之を義經に聽かしむ泰衡等心平かあらば頼  
朝探りて之を知ら朝命を奉り泰衡は義經  
の首を函送せしむ既にしと曰く泰衡久しく亂  
人を懲くを討たざるべあらばと朝廷の許可を  
待たずし東下し三道并び攻めて泰衡及び國  
衡等滅し終に陸奥を取る  
抑も頼朝の政略たるや藤原氏平氏の如く徒に  
官爵の貴を挾きて其威權を振らんときるに在  
らむしと専ら天下に實權を掌握するに在り故  
に前より大江廣元の勸を容れ朝廷に請ひて守

護地頭戎置き麾下將士戎以之に任ト捕盜  
監税の二職を行ハメ天下兵食の權戎鎌倉に奪  
ヒシガ其の陸奥を定免征夷大將軍に拜する  
及ビテや副將軍鎮守府將軍如きの朝廷を  
て之戎置くと戎罷め免以て専ら兵權戎統領  
一霸業を贊助したる地方の豪族の如きも優待  
禮遇戎以て其心を悦バ免敢て其實力戎強大  
ならし免ざりき  
然るバ賴朝の政略の極めて其宜戎得天下の權  
悉く其手に歸したるを其性猜忌深く其二弟範

賴義經戎殺し自ら其手足を絶ちりバ其子賴  
家職戎襲ぎ荒濠より庶務を意せざりに及  
び外戚北條時政父子竊に異志戎蓄へ賴家の母  
政子が關東二十八國の地頭職及び總追捕使の  
職を賴家の子一幡に傳へ關西三十八國の地頭  
職を其弟實朝に傳へしめんとしたる際賴家が  
其外舅比企能員と之を拒きたるに乗じて之を  
弑し實朝を鎌倉の主とあし畠山重忠和田義盛  
等源氏の爲に忠を盡さんと欲する輩を族滅し  
賴家の子公曉を京師より迎へ下し竊に之に嫉

しく實朝が右大臣とあり拜賀の禮を鶴岡祠に行ふよ乗とく之を殺さむめ因りて公曉の罪を聲らして之を斬り終に天下を奪ひ多り初め頼朝の天下を治むるや専ら儉約を以て之を御し頗る其宜を得たり故に以て梶原景時乃如き奸佞の士あり忠良を害するに少からばと雖ども天下之に背く者なく其一代の間間平氏の遺臣の之を窺ふ者ありと雖ども皆事成らむして忽ち滅亡せしむる頼家立つに及びては荒淫にふる政事を怠りしむる景時等誅に服せしむる雖ども尚

城長茂資盛乃亂あり次で實朝純時に及びては内部の壞亂益甚だしく或は北條時政が平賀朝雅を立てんとするの亂あり或は畠山重忠和田義盛が北條氏の爲に滅亡せしむるの事あり或は泉親衡若くは和田義盛の遺臣等が頼家の子千壽を奉とく亂をおすの事あり竟に以て滅ぶるに至りしは數の然らしむる所ありや云ふと雖ども抑も亦惜むべきの甚ざると云はざるべからず

義時既に坐おら天下を奪ふ以爲く天下の諸侯

皆同輩を以て我を視る我にこそ天下の上に立  
たば或は服せざる者阿らん如らば他に門望あ  
る者我求て之を擁立し表に私心おきを飾り  
て以て其實権を握らんはと乃ち京師に奏し  
諸皇子中一人を得て鎌倉の主とおさんとを請  
ふ蓋し其心一は以て天下の人心を厭かしめ一  
は天下殊大権が鎌倉に歸せしより朝廷の常は  
之を憤り機に乗とく之を回復せんとするの心  
あるを知るが故に以て他日事起るの日に備へ  
んとするに在るあり然るに比際の後鳥羽上皇

が銳意熱心に鎌倉を滅し政権を收めんと企て  
居らば時に多義時の奏請を許されざりし  
るは義時の左大臣藤原道家が頼朝と戚縁ある  
を以て其子頼朝を鎌倉の將軍とおし政子  
に簾を垂てて政事を聽かし自ら實権を掌握  
したり  
朝廷が大権を棄てらば藤原氏時代に在り  
て雖も藤原氏平氏の共は京師に在りて權力  
を振ひたるが故に朝廷より之を我見まば權力推  
移の状充分に明かあらざりしに政令の鎌倉ま

日本通鑑 卷六  
り出づるに及び朝廷に権力おきて判然せしむ  
べ其心弑刺撃する甚だかりしと見え常に  
權勢の恢復に意弑用ゐらましが源氏の亂るに  
及び其志益強く後鳥羽上皇の院中新とよ西  
面の武士弑置き一方に於ては關東弑呪詛せし  
め一方に於ては四方の劍工弑聚めて刀劍を作  
らしめ専ら武弑講ぜらまたり然まば實朝の薨  
ト源氏純血統絶ゆるに及び竊に時機の到達せ  
るを喜び義時が皇子を立てんと請ひたる時も  
之弑許さば以て鎌倉の變を待たましが鎌倉幕

府の組織の依然とし多變ぜば義時の權勢猶赫  
々たりしむば失望の餘り不平弑氣愈盛かり義  
時之を知り故に關東の家人にしむ上皇ふ侍を  
る者仁科盛遠等の食邑を奪ひ上皇が敕して之  
弑還さしむるに及び敕弑奉ぜむて以て之弑  
激を上皇果しむ大に怒り承久三年義時を憾め  
る者三浦胤義山田重忠等を召しむ謀を定め密  
に使を遣はしむ三浦義村及び關東の諸豪を諭  
し以て鎌倉弑討たんとし事露はる義時乃ち政  
子弑して將士弑召しむ之に告げしめて曰く汝



が輩院宣を聽き京師に赴かんや抑も心残一に  
し以て故右大將の業残全くせんやと將士皆  
關東の爲よせんを誓ふ是に於て大江廣元義  
時に説き衆心の變易せざるに及び直ち西上  
して京師攻犯かきしむ義時之に従ひ其子泰時  
朝時其弟時房を遣はし單騎西に向はしむ東兵  
追従をる者十九萬人官軍僅に一萬七千餘人之  
を美濃尾張越中の間に防ぎ皆敗る上皇乃ち見  
兵二萬五千残以て宇治勢多等を守らしむ又大  
に敗れ將士概ね之に死を泰時等鼓噪して京師

に入ると上皇事の成らざるを知り使を遣はし泰  
時小論して曰く此舉朕が意に出づるにあらば  
謀臣等の畫る所ありと義時遂に後鳥羽上皇残  
隱岐に土御門上皇残土佐に順徳上皇残佐渡に  
流し仲恭天皇残廢し後堀河天皇残立て官軍諸  
將士陸采邑を收め之残有功の將士に領つ是よ  
り天下復心残帝室に寄る者なく皆北條氏の  
恩威に服を是残承久の亂と云ふ  
斯の如くにし天下の權全く己に歸せしあは  
北條義時其子泰時弟時房残し南北六波羅

に在りて京師を鎮せし免以て暗ふ朝廷に備へ  
しが元仁元年義時卒するに及び泰時執權とふ  
り時氏時盛をして代りて南北六波羅に鎮せし  
免専ら勤儉を以て士民を撫し其親戚を遇する  
と特に敦厚なりとあは内睦しと外和ぎ天下の  
之を慕ふと恰も周人於甘棠に於るは如く益  
北條氏に歸服したり初免泰時京師に在り梅尾  
の僧高辨之に言ひて曰く公心は正くせよ未ど  
形直く而して影曲り改正く而國亂る者あ  
らざるなりと泰時が寡欲を以て天下を率ゐる至

治は致したるも高辨の功少からばと云ふへ  
泰時後嵯峨天皇即位の年免以て卒する其子時氏  
先づ卒するを以て孫經時代りて執權とあり數  
年にして卒する其弟時賴繼ぐ亦節儉免以て天下  
を治め北條氏の勢益盛なり然りと雖ども北條  
氏の木倍臣免以て國命を執る者あり其威勢純  
益盛あるに従ひ愈人の妬心を激するは勢の自  
然なれば時賴職免繼ぐよ及び前の大將軍賴經  
が時賴の從父光時と謀りて之を斃さんとした

るを有り三浦泰村光村が之を滅ぼして頼經を  
迎へ復せんと志たるを有り其後にも大將軍頼  
嗣が其父頼經の時頼經爲に逐われぬるを憤り  
之を滅ぶさんとしたるをありしが幸にして時  
頼の青砥藤綱の如き名士を擧げ訟獄平るに  
て人心之を歸服せしむる事忽ち治まりたり時  
頼後深草天皇の康元元年を以て最明寺に退隱  
し職を其子時宗に譲り其の幼冲を以て一  
族長時を代りて事を行はしめ自ら諸國に行脚  
し守護地頭の忠奸を察し民の疾苦を問ひ究

枉を極ふ北條氏の天下是れ由りて益堅し  
既にして大將軍宗尊親王北條氏を亡ぶさん  
を圖る時宗乃ち之を廢し其子惟康王を立て此  
時は當り蒙古人屢使を遣はし通好を迫る書  
辭甚だ不遜なり北條氏勢正し盛にして内顧の  
憂おきを以て其の大國あるを懼きを斷然却  
て受らば蒙古人大に怒り後宇多天皇即位の年  
を以て兵三萬を遣はし壹岐對島を攻め悉く  
二島に男子を殺し進み筑前を寇す少貳景資  
射る其の一將を踏し船一艘を獲百二十人を斬

日本通鑑 卷六  
敵兵則ち去る己にふる蒙古國號を改め元と  
曰ひ其臣杜世忠等五人を遣はし再び通好を迫  
る時宗之を斬り北條實政を以て九州の探題と  
ふし以て之に備へしむ元人益怒り弘安二年其  
大將夏貴范文虎等先づ部將周福等を遣はして  
更に通好を諭し時宗の之を斬るよ及び兵十萬  
を率ゐり來り寇を實し弘安四年あり我兵之を  
壹岐對馬ふ禦ぎて利あらば則ち悉く大宰府ふ  
會しふる之を防ぐ敵兵石弩鉄炮を以て之を迫る  
諸將屢之を犯かして利あらば草野七郎河野通

有等各殺獲ふる所ありや雖ども虜勢尚盛あり  
偶颯風虜艦敗壞を少貳景資等依りて奮撃大に  
之を敗る范文虎等餘衆を收め逃れ去るふ存  
ふる者僅に十の一二ふ過ぎば是より元人復我  
ふ寇せば  
北條氏純勢此の如く盛ありしあば時宗卒きて  
其子貞時繼ぐに及びるを天下の權悉く其手ふ  
在り安達安盛を殺し其一族を滅ぶ大將軍  
惟康親王を廢して久明親王を立て以て天下を  
治む是より先き後嵯峨天皇英邁ふし竊に政

權成恢復するの志あり龜山天皇の己に類する  
を愛し後深草天皇をして位成之に傳へしむ後  
宇多天皇立つみ及び後深草上皇其の生む所の  
皇子の統を承るる能はざるを悲之旨を北條時  
宗み諭し伏見天皇成立てしむ後伏見天皇立ち  
て後宇多上皇北條氏の約に背きて其皇子を立  
てざるを譴む貞時則ち此時を以て帝室の力  
を殺ぶんを欲し後深草龜山兩統交立の議を獻  
し十年毎に代りて帝位は登らるる事とあり  
南北朝の亂の蓋し此は基せりと云ふ

貞時時代は起りたる事の帝に此のこあらば攝  
家も亦此時を以て權力の削弱成致し北條氏は  
依りて重成をもちとあり初め頼朝攝家の力  
を分たんと欲し近衛九條二家をしり互に攝政  
たらしめんと請ふ其後九條分きて一條二條と  
あり近衛分れり鷹司とあり是に至り貞時朝廷  
も奏し五家をしり交り攝關たらしめ以て自  
ら北條氏も依頼せしむる事とありたり  
斯の如くにして貞時の帝室及び攝家の力を殺  
ぎ又久明親王を廢して其子守邦王を立てて以て

益、北條氏の基礎を堅くし一方は於てい地方巡察を以て民心を收めしが其子高時執權とあるに及び放逸暴戾よして士民の心を失ひ長崎高資を信任して國政を執らしめしかば北條九代の鞏固ある天下に此ふ至りて亂兆を表わしたるに此時に當り後醍醐天皇英邁に志て北條氏を滅ぶる志あり乃ち意を政事に留免記録所を復して自ら訟を聽き勉めて民心を收め正中元年藤原資朝藤原俊基と土岐頼兼多治見國長を誘ひ事成舉ぐるんとをらましが事露われしむ

誓詞を賜ひて之を解かきたり已に高時益暴横諸將士背きて兵を擧ぐる者多し天皇復高時を滅ぼさんと計り其の覺る所をある終に笠置に幸し中納言藤原藤房とす楠正成を徵さしめ任むる小賊を討つ事成以て正成乃ち赤坂の城を東軍大佛貞直等と相拒之を破りしが笠置既し陥あり天皇賊兵の爲し執へられ給ひしが以て佯り死して逃れ去まり高時遂に天皇を隱岐に遷を備前の人兒島高德途に車駕を迎へんと欲し成らば

元弘二年四月楠正成復兵を起し赤坂城を取り和泉河内を徇へ六波羅の兵と四天王寺に戦ひて之を破り千劍破城を築く護良親王を亦吉野に城き赤松則村令成奉じて播磨に起る高時則ち大軍を分ちて赤坂千劍破吉野を圍む赤坂吉野陥り千劍破堅くしと抜り東軍八十萬幾んど如何とをまるとあし是より於る四方勤王の師競ひ起り天皇も亦隱岐を逃る伯耆名和長年は依り詔を發して高時を討る足利尊氏則ち北條氏も反き源忠顯赤松則村と六波羅を亡

ぼし土居通治得能通言長門の探題北條時直と破り菊地武時九州探題北條英時を討り克たむし之に死し而して上野の人新田義貞護良親王の令を奉じて兵を起し関東の豪傑を招聚し鎌倉に入り高時及び其一族を誅る源頼朝府を開てより是に至り百七十餘年ふし鎌倉滅ぶ車駕終り伯耆を發し兵庫に至りて楠正成の迎兵に接し前驅を命じ京師に還り悉く高時が立てたる新帝の設置せられたる所を廢し位に復せられた

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 鎌倉, 開府, 官職, 制大, 變卜, 朝廷, 議奏, 云ふ, 我國, の, 古典, 戎考, へ, 諸事, 戎奏, 決ま, る, の, 職負, 増置, せ, ら, ま, た, る, の, み, ぶ, ら, び, 征夷, 大將軍, の, 常置, の, 職, と, あり, 副將軍, 鎮守, 府將軍, 等, の, 廢, せ, ら, ま, 鎌, 倉幕, 府, の, 總, 追捕, 使, 總, 地頭, 執權, 連署, 政所, の, 別, 當, 令, 家主, 知, 家事, 執事, 寄人, 公事, 奉行, 問注, 所, 執, 事, 寄人, 侍所, の, 別, 當, 所, 司, 京都, 守護, 鎮西, 奉行, 奥州, 總奉行, 守護, 地頭, 評定, 衆, 引附, 衆, 九州, 探題, 長門, 探

文明史

鎌倉開府以來官職の制

大に變卜朝廷に議奏と云ふ我國の古典戎考へ諸事戎奏決まゝの職負増置せらまゐたるのみふらび征夷大將軍の常置の職とあり副將軍鎮守府將軍等の廢せらま鎌倉幕府の總追捕使總地頭執權連署政所の別當令家主知家事執事寄人公事奉行問注所執事寄人侍所の別當所司京都守護鎮西奉行奥州總奉行守護地頭評定衆引附衆九州探題長門探



題等漸々不備たりたり總追捕使總地頭の異名  
同職不しく天下の守護地頭を總領する役あり  
執權の將軍を輔佐し天下の機務を總領する職  
よりく北條時政始めく之不任し北條時代不  
文武の大權を掌る者とありたり連署の執權を  
助くる者不し多頼朝の時源宗頼同頼茂始々  
之不任し泰時が叔父時房を之に任したるより  
威權ある職をありたり政所別當の天下の政務  
を總管し兼祔く財用の事或掌所の職不して  
初め公文所別當と稱し後改めて此名を帯びた

了始めく之不任せられたるの大江廣元あり令  
の別當を助け家主の記録文案を掌り知家事の  
將軍或家事を掌り執事の密議に參與し經費の  
支給を掌り寄人の雜事を釐正し公事奉行の政  
所の命令或奉行する者あり問注所執事の訴訟  
を聽き兼祔く政務に參與し寄人以下の属員を  
進退する職負よりして三善康信之不任しする要  
職あり寄人の執事を助り訴訟を審理する職あ  
り侍所別當の軍務を參決し將卒を進退し戦時  
よの軍奉行とあり平時よの非違を檢察するを

と掌る職にしと和田義盛が始めと任せられたる者あり所司の別當を助け軍務を掌る職あり京都守護の京都及び関西諸國の政務及び軍務と掌る職にしと北條時政が始めと任せられたる者あり鎮西奉行の九國二島の政務軍務を掌る職にしと土肥實平が始めて之に任せられたる者あり奥州總奉行の陸奥の政務を統べ夷民を鎮撫すると成掌る職にしと葛西清重が始めと任せられたる者あり其後奥州留守職あり庶民の訴訟を聽斷し威權甚だ盛なり是に於てり

兩奉行の稱起まりと云ふ守護の各國も在りて

大番

大番とい諸國の武士が從者成率ある京師に至り皇城を守衛する者あり勤役成年限の初め三年あり一の費用多く之が為る家

産を傾くる者少あらざり 成催促し謀叛人殺害人等かば後より六ヶ月とありたり 追捕し罪犯成罰すると成掌る職にしと前代の押領使と同一あり地頭の各莊園より貢物軍糧を徴收する職にしと大番役を勤め守護成命成承りて軍役不從事する者あり評定衆の廢務を參決する議負にしと引附衆と同様の者なり評定衆の泰時の置く所引附衆の時頼成設くる所ありき九州探題の軍政を統べ外寇不備

ふるを成掌る職より鎮西奉行も代りたる者  
あり長門探題を其掌る所九州探題と異なりた  
る所あり

是等の官職が鎌倉幕府も備はりて以來國司と  
領家の全く權力を失ひ海内の政柄悉く幕府の  
手も落ち朝廷の政令の一切行のまざるをとな  
り政公武に出づと云へるは全く名のことなり  
たり

頼朝權成握りて以來法律の新も定まりたる者  
少あらむ武士の道路に於て婦人も戯るるを

ある時の幕府は家人の百日間幕府も入る成禁  
ど郎従の鬢髪を半成剃除し強竊盜博徒の類の  
嚴重も之を罰したり刑罰の殘酷にありたるも  
此時代より強を以て磔殺鋸挽の二刑の全く  
當時の武人が用ゐるとる刑罰あり磔殺といふ左  
の手足成竹竿に磔し板上も仰臥せし免其四肢  
も釘し数日成待ちて之成殺を成云ひ鋸挽の鋸  
を以て首成斬るを云ふなり

北條氏の時も及びて源氏三代の法律に遵據し  
て増減をありたる者多し泰時も及びて貞永式

目五十一條を制を其令條武士に關する者多く  
 民庶に及ぶ者少あり但し其法律が當時既に時勢  
 に適應し能く天下の治平を保ちたるものに疑ふ  
 べからず如何よとあれば此法律ハ神官僧侶守  
 護地頭等の犯罪残處をるを甚だ嚴密おればお  
 り是より先き殺害の重科の尚檢非違使廳に於  
 て之を斷せしむ此に至り泰時朝廷に奏し兩六  
 波羅に命じて悉く之を決斷せしめしむる檢非  
 違使の終に廢絶せると同様よありたり  
 當時既に租税の定制既に租税の外に段ごとに米五

升を課し兵糧に充てたる残以て既し増加し  
 たるのよからば北條氏に及び諸國の武士が大  
 番ふ出づる時も其供役と稱しむ段ごとし錢三  
 百文五町ごとし官駄一匹丁二人に課し且新補  
 地頭既に所得を田拾一町ごとし一町とあり段ご  
 とし兵糧米五升を出さしむるとの頼朝時代と  
 同様ありし故し其額非常し増加したり新補  
 地頭は承久の役に功ありし新に地頭に任を  
 らきたる者あり然りと雖ども公田を受領せる人  
 民の北條氏に及びて田文地券ありに制したるにを

拘らるる方六尺五寸一步の田地を所有したるを以て困難を感ずると意外は少ふかりしを領家の土地を耕せる農夫の領家と共に困難を感じたり

兵制の別は前期と異り多しとあり官吏も去て兵員たる者に西面の武士増加したるのこ

宗教

宗教の新し起りたる者を禪宗一向宗法華宗時宗大念佛宗とあり禪宗は源氏の時僧榮西が宋及び印度に入り傳へ來りたる者ふし其教不立

文字と稱し學問は因らば推考を以て道は入らしむるのこふらば其の主とある所人欲を忘れしむるふ在りし故に大は北條氏の尊信を受けり廣く士民の間に行はれ宋の僧道隆大覺禪師祖元佛光師等が渡來するに及び建長寺圓覺寺等鎌倉の五山と稱せらるる大寺院建設せらるるに至り一向宗は浄土宗の源空上人の弟子親鸞上人の関し所ふして其教肉食妻帯を許さず故に當時の如き僧徒の品行亂れたる世は最も適したりと見え忽に蔓延したり法華宗の僧日

蓮の創むる所ふく其教南無妙法蓮華經と云ふ七字の題目を唱ふまば佛果成得るの難あらざるを説くは故に頗る世人の崇重を得たり日蓮口を極めて諸宗を排撃し嘗て立正安國論を著して禪宗及び念佛宗の世を疲弊せしむる者あるを説き之を北條氏より上りて二宗を排除せんと請ふ然るも其言用ゐらざるを却りて其身を危くせしむる終に退きて甲斐の身延山に入りたり時宗の浄土宗の僧一遍上人の開く所より其教念佛を勸進するに在りき大念佛

宗の僧道御の立つる所ふく一名成融通念佛宗と云ふ蓋し先づ僧良忍が唱へたる融通念佛宗の絶えたるを惜みて立てたる者あるが故あり而して是等諸宗が此時代を以て世より出でたるの全く簡易單明ある宗教が最も當時に適したるに由きり

學藝及生業

文學の前期ふ比をまば幾分の衰へたるを如し蓋し武人の世とありたるに因るあらん尤も鎌倉開府以後ふ出でたる書籍にの多少世を慨を

るの氣を帶べりと云ふ其ハ朝廷の衰頽ガ人心  
 小刺戟を與へたるの致を所あるべし當時純著  
 書中有名あるハ源平盛衰記 業室時長の作  
ありと云ふ 平家物語  
 信濃前司行長の 作ありと云ふ 東鑑等の歴史玉海 月輪攝政兼實の  
作ありと云ふ 玉藻  
 光明峯寺撰政 道家の作あり 明月記 定家卿  
の作 平戸記 平經高  
の作 薩戒記 中山定  
親の作 等  
 の記録方丈記 鴨長明  
の作 十六夜日記 阿佛尼  
の作 等の日記僻案  
 抄 定家卿  
の撰 千載和歌集 藤原俊成後白河院純  
宣旨よ由りて撰ぶ所 新古今和歌集  
 後鳥羽院の宣旨ふ因り藤原通具藤原定家  
 藤原家隆藤原有家藤原雅經等撰ぶ所  
 順徳院 の御撰 袖中抄 叙頭昭  
の作 等の歌學書砂石集 無住法  
師の著 發心集  
 鴨長明 の著 等純佛書古事談 兼顯の抄まる  
所ありと云ふ 續古事談古今著

聞集 橘成季  
の著 等純隨筆ふりき

此時代よと朝廷にハ大學寮ありて文章博士音  
 博士書博士明法博士算博士等備はりたれど學  
 問ハ更ニ振のび時々詩合戎行ひたる外獎勵の  
 道全く絶えたるが故に菅原為長清原頼業其裔  
 良枝三善雅衡 算學に長  
トたる人 卜部懷賢 本邦の古典を  
講究したる人 僧玄惠  
 獨清軒と号に始めて朱子學を修め  
 後醍醐天皇源親房に傳へたる人  
 等數人戎除き世ふ聞へ  
 たる學者ハ更ふ出でざりき鎌倉にハ固より學  
 問所の設ありりしが故に學者の出でざりしが  
 當然のそふれど尚陸奥實時ありて廣く本邦支

那の書及び佛書或集め躬自ら之を校訂し學問  
を興隆せんを或企てたり其子を金澤顯時と云  
ふ能く父の志或継ぎ父の師清原教隆の子俊隆  
と力を協せし書籍を校訂し文庫を武藏金澤に  
建て本ごとに金澤文庫印を捺し以て之を藏  
を顯時の子或貞顯と云ひ貞顯の子を貞將と云  
ふ亦相繼で其業を從事し人をして典籍を縦覽  
せし免しるるに當時を益したるのこあらば  
後世の學者に利或與へたるとも少からむと  
云ふ

樂曲中最も盛ありし猿樂田樂白拍子にして  
之が為し雅樂ハ大ニ衰へたり中ふも白拍子最  
も行へき此舞ふ妙を得たる者の後鳥羽天皇の  
愛姫龜菊義經の妾靜池田の侍従手越の千手鎌  
倉の微妙等ありき

建築ハ當時諸國の守護地頭等が盛に邸宅を建  
築したる以て大ニ進みたり云ふ此技に巧  
あり志者の最も奈良京師に多く東國にてハ伊  
豆相摸の工人を第一とありたり當時新に起り  
たる建築ハ阿奈久良と土倉とふし阿奈久良



鎌倉商人が邸宅を營きたる時山上の巨石  
を鑿ちて倉とありたるより始まり土倉の後堀  
河天皇の時に京師の商人が之を作り質物を納  
めて火災に備へたるより起まり  
彫刻の佛像の彫刻を最も盛ありとあり鎌倉時  
代より佛法盛に行ひて佛寺を建設比々として  
起りたるに因るからん此技に名譽を得たる者  
の成朝康慶運慶定覺快慶とあり中に就きて運  
慶の眼に玉を嵌めたる佛像を作り其狀宛を生  
るが如くありしりば時人大小之を賞し其名

後世の傳ひをり  
圖畫の盛あらざりしと見え有名ある畫工の出  
でたるを聞かむ書よむ伏見天皇の皇子尊圓法  
親王及び其師藤原行房行尹等あり親王最も能  
書と稱せられ天下之に倣ふ所謂和様の元祖あり  
其他の工藝中より最も盛ありしは石工陶工劍  
工とあり漆工之に次がり左に順次其概略を記  
せん  
石工は盛にありたるは後鳥羽天皇が東大寺の

中門獅子及び四天の像を石にて造らしめられ  
たると元人純冠せし時時宗が筑紫小石垣を築  
かしめたるや伏見天皇が四天王寺の鳥居門を  
石に築らしめらるるや此際石寶塔石率都  
婆を建つるや一般ありたるや石柱或道標  
若くは橋柱門柱とあまを起りたると小由る者  
あり玉工を亦之を共し幾分り進歩したりと云  
ふ

陶工の是より先非常に衰へたりしが尾張春日  
井郡の陶工加藤四郎左衛門景正が千八百八十

二年即ち後堀河天皇純貞應二年に僧道元に從  
ひ支那より行きて陶法を學び業を瀬戸村に開き  
しより大に興隆し所謂古瀬戸と稱する陶器出  
でたり藤四郎又支那より齎らし歸る所の土を  
以て茶壺を造る世人頗る之を愛翫し藤四郎唐  
物と稱する藤四郎純子孫も亦皆其名を襲ひ専ら  
製陶の業に從事し金花山黄瀬戸破風焼等を製  
出する是より瀬戸物の名天下に高し春慶茶壺と  
稱する者を亦第一世藤四郎の製出せる所あり  
藤四郎の別號或春慶と稱したり故に然る名

けたりと云ふ

劍工の尚武純風盛ふるに従ひて愈精巧を極め有名ふる鍛冶數多出でたり久國信房長船長光來國行粟田口吉光五郎入道正宗郷義弘其養子定宗関金重等の就中最も勝れたる者ありき漆工の其盛ふるを遥に前期不及ざれど尚新に製出せられたる者おきにあらば鎌倉雕と稱し種々花章を彫刻し之を黒漆赤漆或施したる者越前雕小田原雕等の出でたるは此時代の事あり伏見天皇の正應年中根來寺に於て製出

したる膳碗豆子壺と猪口との間の物あり 碟子今の盆あり 椿盤等の器

物の朱塗若くの黒塗にしたる者は之を根來塗と稱へたり

商業の當時支那と貿易残行ひたるのちあらば頼朝天下に守護地頭を置きより盜賊屏息し海陸の往來安全にありしを漸く回復の模様を呈し諸處に市場の設盛に起まり金商人及び錢商人と稱し黄金若くの錢を以て織物等に換ふるを業とせし者蓋し鎌倉前後に出でたる者あるべし北條氏に至るに及び一旦古の估

價法を復し賣買の物價或制限して商業殊衰微  
 を致さんとせしむ既にしる物價の騰降の全く  
 需要供給の比例に應ぶる者あるが故に政府が  
 強て之或定限する時の高價の諸物の欠乏せん  
 と或慮あり其禁を解き以て商業を奨勵したり  
 尤も不知市懸直として物を賣る市あらむと称する者の固く之を  
 禁し宋に遣はる所の船舶の如きも一年五艘と  
 定めたりと云ふ

京師の中古より東市に五十一店西市に三十三  
 店ありて商業を營み來りしは世の亂るるに及

び商業漸く衰へ鎌倉開府以後の商賈の鎌倉に  
 聚まる者多かりしは為に益衰運を來せりと見  
 え龜山天皇の文永頃には絹の座炭の座米の座  
 檜物の座千朶積の座相物の座馬商の座の七座  
 に合併したり尤も手賣振賣とて座を有せざる  
 細商ありて之に與力したるのこからば鎌倉も  
 も七座の設あり地方ふも五座三座等の設あり  
 且驛亭には馬借と稱し馬を貸して賃金を得る  
 者港浦にも借上と稱し錢或貸して利を取る者  
 替錢と稱し田舎より爲替を組む約束の津みで

錢城受取らしむる者問丸と称し船舶の荷物と預り置き荷主の來るを待ちて之を返付する者あり皆割符を以て事を辨したるが故に商賈の大に便利を得全國一般として非常な商業の進歩を致したるが如し

農業の戦亂の爲に大に衰へたりしが頼朝天下を定むるに及び朝廷は請ひて天下の逋逋を免し以て其疲弊を救ひ北條氏も亦節儉を守りて民業に意を用ゐしうば漸く其本に復したりと云ふ

風俗

食物の前巻に掲げたると多く異あらば唯饅頭汁にて喰ふ水織羹葛の粉を以て小短冊形を造る糟鶏鶏弱を劈き淡醬よく煮る豆腐温飩小麦粉の團子等の支那流食品の増加したるのみ常食の前期同様二度にしく餅温飩等城間食し之を点心と称へたり尤も点心の多く菓子菓實類を用ゐたりと知るべし

飲物ふの茶と云ふ者増加したり茶の前代傳教大師より唐より持ち歸りたる者あれど其後永く絶えざる城僧榮西が再び宋より持ち歸り筑前

純脊揮山セリに植ふりより大ふ蕃息やま一鎌倉時代の必要ある飲物とありたり

酒宴饗應の當時純流行物ふく宴席よくの上下の禮を亂し游女白拍子等を招きく今様歌おど歌のしめ盃の思ひざし思ひとり横と里思ひ返し中飲ふる酒の相手のり等成行ひ亂舞立舞居舞猿樂等をおしく興を添へとりと云ふ尤も鎌倉氏の總て節儉を貴び時頼純如きの最も質素を守り嘗て深夜に大佛宣時成召し一壺の酒を視し卿と與ふ之を飲まんと欲を肴ふきを如何よせんと

云ひたまはば時宣起ちく殘醬を棚中に索め以て酒を佐りたるみ大に喜びたりと云ひ時頼の母松下禪尼の手づから明障子あかりを補綴したりと云ふ程おれば下皆之に習ひ甚どしき驕奢成おさざりき

衣服ふも素襖手無虫垂衣等の新形純者出でたり素襖の直垂と共に武士の常服も用ゐらむ時よの庶人を着る者手無の武士を時にの之を用ゐたまはば主としく庶人の着たる者あり虫垂衣の羅若くの縮を笠端も垂れ容体成蔽ふ者も

しと婦女子の歩行不用おらまたり又大紋と称  
まは者阿り素襖純一種にしと襟を約まるに大  
紋の組緒を用ゐる素襖の韋緒戎用ゐる所が少く  
異おまるのこ

太刀の源氏の治世にの武士庶人の別おく之戎  
帯びし北條時頼の時庶人の太刀戎帯ぶを  
を禁ぞらま小刀を用ゐるをなれり當時の僧  
侶も劍を帯びたりと云ふ  
軍装の前期同様鎧の外は錦の直垂等を用ゐ  
し後年に至り錦綾金襴等を用ゐるを禁せ

らまたり胄の下ふの梨打烏帽子引立烏帽子柳  
きびの折烏帽子等を戴き腰ふ太刀戎佩き手ふ  
弓矢若くの薙刀等戎携へ概ね馬に跨りたり弓  
矢の之戎調度と云ひき蓋し武士第一の道具お  
るが故おらん

頭髮の風の異りたりとおし但油おきが故ふ  
美男蔓の汁を以て髪を結びたり元服の男女共  
ふ之を行ふ戎例とし男の加冠の役理髪役と  
云ふ者ありて之を行ひ女の十五六の時ふ其婿  
たるべき者が鬢の毛を髪先のをそぎたりと

云ふ  
黛を畫き齒を染むるをハ武士の間にも行ひま  
たり蓋し戰陣の際雜兵を區別せられんが為あ  
るべし

當時大臣公卿ハ家屋ハ前期と大抵異あらざれ  
ど武士の家屋ハ新に造りたる者ふして其模様  
築地を繞らし大門及び小門城設ル大門の内ハ  
中門を建て中門の内に遠侍を設ル其奥ハ客殿  
を建てたり屋根ハ板屋作ふし檜皮を用ゐむ  
其他ハ月卿の家屋ハ異あらざりしを棟門ハ之

を立ちざりしや云ふ玄關城造るをハ此時代ハ  
創まりたるをあらざるは是ハ僧榮西が京師に建仁  
寺を營こたる時支那風に摸して之城作りたる  
より世間ハ傳播したる者にして後世の玄關と  
ハ其制を異よし二扇門城設け門内に瓦を敷き  
たり

當時の人ハ家ハ在りてハ敷皮引敷等を用ゐ馬  
上に外出行き際ハ廣八尺許の装束傘を  
用ゐしが高貴ある人ハ長柄の傘ありき夜行ハ  
提灯おれが故に松明を用ゐ客來ハ戶外ハ



篝火を焼き戸内には燈臺を用ゐたり燈臺の木は  
て造り油皿を置きたる者あり又指燭と称する  
者あり紙は油紙塗り手に携へて暗紙照らす者  
なきや云ふ  
家内は什器障子唐紙輿車衣服等に家の紋を施  
すとも當時の習慣ありき尤も是は前代より既  
に行はせたる事と知るべし  
婦人が懐妊したる時に其夫が結肌帯を結ぶと  
も當時に見えたり是も己前より行はせたる者  
と思はる産の臨月に他の家へ移り子生るれば

三夜五夜七夜九夜五十日の祝をふし五歳はあ  
れば正月は戴餅の祝として餅紙戴りしめ其他眞  
菜即ち魚味の祝をふし等の事を亦此時代より  
始まれり  
人戎呼ぶは實名を以てするは無禮あるとして或  
は官名を用ゐる或は字紙用ゐる武州相州十郎八郎  
あど呼び將軍を幕下を唱へ攝家の室戎政所若  
くは大政所と称し貴人の妻戎御臺所北の方北  
戎政所あど名はたぬは何まも此時代あり御臺  
所の御臺盤所の略詞ふし北の方北の政所の

女殘陰より北を見做したるより出でたりと云ふ

當時の券文を納まると金錢等を借用する習ありしが其券文にの印形を捺するもあまど多くの其名を自署し若くの爪判手摸印をおしたり手摸印との指を印し其節々を記するとありと抄武士の總しと氣焰の烈しき者あるが故に保元平治の頃より自殺にせし切腹と云ふ法成用ぬが其遊戯の如きを従ひて活潑なるを喜び犬追物笠掛流鏑馬相撲水練遊獵等小日成消したり

犬追物の犬成驅逐しと之成射る者笠掛の笠を竿に懸りて之を射る者後ハハ笠ニ代ふるに皮の的を以たり流鏑馬の馬に騎りて弓成射る者なり此等の遊戯の前代よりありたまど其の盛にたりたるも此時代おるが如し尤も全く優美あると成好まざりしりのあらず舞曲成遊び傀儡師人形を舞はる者を聘し田樂猿樂等を催したる事もありたり能樂ハ高時の頃ハ創まきりと云ふ當寺僧家に延年舞と稱する者行のまたりき武士の剃髪ハ昔より行のまたれと高時の世最

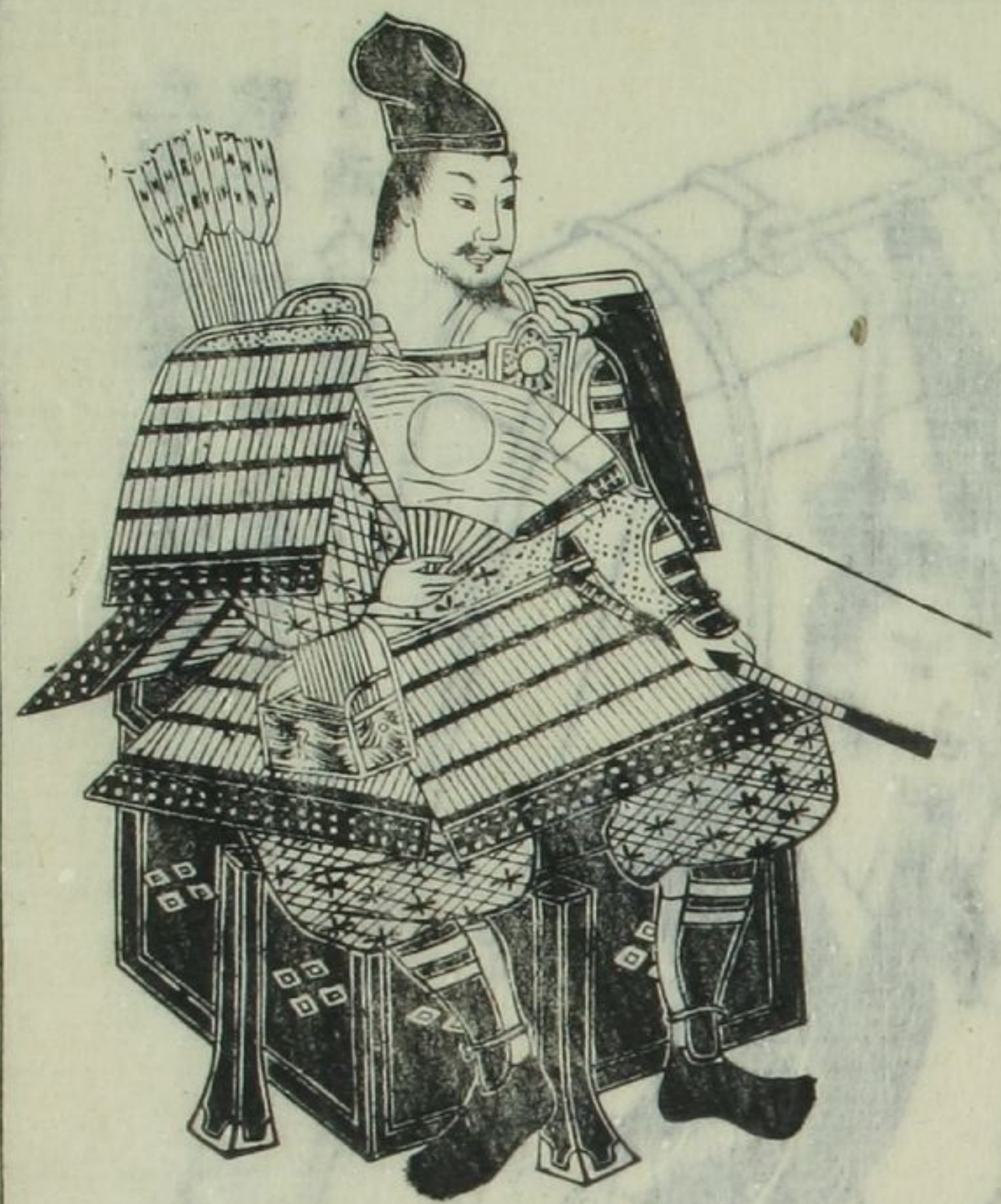
も盛よして幾んど風俗とあれり奇ありと云ふ  
べし

物を人よ贈るにも前代同様草木の生枝若くは  
造杖ふ付りく之戎遣り多し此風習の中世以後  
に行ひきたる者ありとぞ

當時戦陣の模様は大名小名高家黨者各其身分  
に應じ十騎五十騎乃至百騎千騎を率ふる大將  
の許に集まり家紋戎施したる旗戎翻し夜の篝  
火戎焼き鼓を備へて非常を守り戦争の際よ  
主に一騎討の戦戎ふし功名を争ひたり袖表を

用ゐたるは高時が大兵を發したる時に創まり  
京師の篝火の兵も泰時が頼經を奉りて京師に  
入りたる時警備の為ふ始めに設りたる者にて  
其後増して四十八箇所とあり鎌倉ふも亦之を  
置きたりと云ふ頼朝が軍陣に用ゐたる旗は白  
地は伊勢八幡の神號と二羽の鳩と戎記し  
者よて後醍醐天皇が用ゐらきたるは日月の象  
形錦旗北條氏の旗は三鱗新田氏の旗は大中  
黒即ち一つ引両楠氏の旗は菊水を徽章とせる  
者ありき

此二圖の蒙古襲來繪詞より  
 字し取りたる者にて上あるは  
 大宰少貳左衛門尉景資の像  
 下あるは秋田城介泰盛の像あり



此圖の建保二年職人盡  
歌合の繪卷中に載せた  
る商人の圖あり



明治二十二年七月五日印刷  
全 年七月十五日出版

著作者

東京府平民

杉浦重剛

東京府小石川区久堅町廿番地

全

東京府士族  
辰巳小二郎

東京府淺草區北三筋町卒番地

全

東京府平民  
棚橋一郎

東京府麻布區簞笥町二七番地

全

島根縣平民  
松本愛重

東京本郷區町二十六番地寄留

發行者

東京府平民

棚橋一郎

東京府麻布區竪笥町二十七番地

印刷者

新潟縣平民

井上圓成

東京府本郷區本郷六丁目五番地寄留

賣捌元

哲學書院

東京府本郷區本郷六丁目五番地

取次所

敬業社

東京府神田區裏神保町壹番地

全

辛未年十月十五日出版

即送二十二辛未十月五日甲午歸

